

## 情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会（第4回） 議事要旨

### 1. 日時

令和3年9月10日（金）15時00分～16時45分

### 2. 場所

総務省内会議室

### 3. 出席者

#### （1）構成員

山本座長、大谷構成員、神保構成員、庭野構成員、根本構成員

#### （2）オブザーバー

山路内閣官房安全保障局内閣参事官、高橋財務省国際局調査課投資企画審査室長

#### （3）総務省

竹内総務審議官、吉田情報流通行政局長、二宮総合通信基盤局長、藤野大臣官房審議官、北林総合通信基盤局電気通信事業部長、野崎同局電波部長、三田情報流通行政局総務課長、飯倉同局放送政策課長、近藤同局放送技術課長、堀内同局地上放送課長、安東同局衛星・地域放送課長、井田情報通信作品振興課長、林総合通信基盤局総務課長、木村同局電気通信事業部事業政策課長、荻原同局電波部電波政策課長、小津同局電波部基幹・衛星移動通信課長、鎌田情報流通行政局国際放送推進室長、岡井同局放送政策課企画官、佐藤同局放送政策課企画官、廣瀬同局地域放送推進室長、村田同局情報通信作品振興課放送コンテンツ海外流通推進室長、飯村総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課市場評価企画官、中田同局電気通信事業部事業政策課調査官、柳迫同局電波部電波政策課企画官 ほか

#### （4）ヒアリング団体

（一社）全国船舶無線協会水洋会部会 田北事務局長、定期航空協会 大塚理事長

### 4. 議事等

#### （1）議題（1）関係団体からのヒアリング（（一社）全国船舶無線協会、定期航空協会）

（一社）全国船舶無線協会水洋会部会（田北事務局長）から資料4-1に基づき、定期航空協会（大塚理事長）から資料4-2に基づき説明が行われた。なお、具体的な説明及び質疑等は、次のとおり。

#### 【（一社）全国船舶無線協会水洋会部会（田北事務局長）】

一般社団法人全国船舶無線協会水洋会部会事務局長の田北と申します。資料4-1に基づき、全

国船舶無線協会の概要、船舶に開設する無線局、船舶通信の用途と主な無線設備、船舶に開設する無線局の外資規制に対する意見という流れで、御説明させていただきます。

2 ページを御覧ください。一般社団法人全国船舶無線協会は、その略称を全工協と申します。協会設立は1961年であり、8年前の2013年に、船用電子機器業界団体である水洋会との統合により、現在の全国船舶無線協会となっております。協会の目的は、国内外の船用電子機器や通信分野に関する効率的発展への貢献や海上における電波の有効利用への提言を行い、会員への活動支援を行うこと、さらに船用電子機器に関わる法規改正等に関して、メーカーや工事事業者の意見を取りまとめ、関係諸機関に意見の具申を行うこととなっております。全工協の組織としましては、全国に448の会員を有しており、東京に全工協本部と水洋会部会の事務局がございます。地方組織として、北は北海道から南は沖縄まで、全国に11の支部を展開しており、主な業務として、会員であります無線工事業者や船用機器メーカーを通じて、無線局の開設を希望する免許人の免許申請手続や無線局検査の支援を行っております。以上のように、全工協は無線局を開設する免許人との関係が深いことから、船舶に開設する無線局の外資規制に対する意見を述べさせていただき次第でございます。

3 ページを御覧ください。現在、船舶の無線局は、約6万5,000局程度が開設されており、スライドに示すような種類の無線局がございます。無線局としましては、一般の貨物船や旅客船に開設される船舶局が無線局全体の数の約1割であり、小型漁船、プレジャーボート等に開設される特定船舶局は、その対象となる船舶数が多いことから、無線局全体の約7割という大きな割合を占めております。その他、無線航行移動局や遭難自動通報局等がございます。

4 ページを御覧ください。船舶の運航では、海難事故が大きな問題であります。スライドには記載しておりませんが、内閣府の交通安全白書によれば、日本の周辺海域における船舶の事故隻数は近年減少傾向にありますが、平成30年は2,178隻となっております。船舶の種類別では、プレジャーボート、漁船、貨物船の順で事故隻数が多く、プレジャーボートや漁船の小型船舶の事故隻数が、事故全体の約7割を占めております。

最近の船舶事故を例として御紹介します。1件目は、先週末の9月5日、大阪・阪南沖で遊漁船と漁船が衝突し、7名の重軽傷者が出る事故がありました。2件目として、昨年9月、鹿児島県奄美大島沖で、パナマ船籍の貨物船が、台風9号の接近に伴う波浪の中、救難信号を出した後に転覆、沈没し、乗員43名が死亡又は行方不明となるような重大事故もございました。ただし、こちらは乗務員1名が海上保安庁により救助されており、この1名の救助には、無線通信による遭難通報によるところが大きかったと想定されます。このように、多くの海難事故において、船舶に搭載した無線通信装置による救助要請により、多くの人命が救われております。

海難事故の迅速な捜索救助を実現するために、船舶にはGMDSSと呼ばれる全世界的な海上に

おける遭難及び安全システムのための装置が装備されております。船舶が強風や高波等の悪天候、あるいは他船との衝突や座礁等で遭難し、沈没や航行不能となった場合、船舶がどの海域で遭難しても、GMDSS無線設備により発信された遭難通報が、陸上の捜索救助機関や付近を航行する船舶に確実に受信されることで、捜索救助機関と船舶が一体となった捜索救助活動が可能となります。GMDSS無線設備は、国際海事機関（IMO）の海上における人命の安全のための条約（SOLAS条約）により、船舶の種類やトン数に応じて、船舶への搭載が義務づけられております。GMDSS通信の用途と対応する主な無線機器及びそれぞれの通信路を4ページの図に示しております。

5ページから7ページまでは、御参考として、船舶に搭載される主な無線設備を御紹介しておりますが、説明は省略させていただきます。

それでは、最後の8ページを御覧ください。資料で御説明しましたように、海上通信は、船舶の航行安全の確保や船陸間、船舶間の通信のために極めて重要な役割を果たしており、世界共通の設備や周波数を用いた海上安全、捜索救助のための全世界的なシステムも構築されております。船舶に開設する無線局は、諸外国においては既に外資規制の対象から外されており、以下の2つの点から、外資規制で外国性を排除する必要はないと思われます。まず1つ目、船舶に開設される無線局は、移動しながら通信等を行うため、電波を占有する性質のものではなく、局数の増加が周波数の逼迫に影響を与えるおそれはないと考えております。2つ目、船舶を保有する企業は、株式売買等により外資規制に抵触した場合、無線局の運用ができなくなりますが、これは、企業にとって、事業の国際化等の障害にもなり得るものと思われます。また、船舶の保有意欲の低下も懸念され、今後、国内の船舶業界の発展の障害になるおそれもあります。それから、スライドには記載しておりませんが、ラジオ・ブイや個人用のPLBというようなものについて、これは船舶に搭載する無線機器ではありませんが、海上で使用するものであり海上の安全に係る装置であるため、外資規制の対象にすべきでないと考えます。なお、船舶局や特定船舶局の免許人の多くは、個人や小規模な企業であり、外資規制の実効性確保のために新たな確認手続が追加される場合、免許人にとって大きな負担となることも懸念されます。そのほか、船舶に開設する無線局以外の陸上に設置される海岸局やレーダーなどについては、人命の保護や航行の安全を損なうおそれが考えられることから、外資規制に違反したことから直ちにこの無線局免許が取り消されるような事態は少なくとも避けるべきと考えます。

以上で御説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

#### 【定期航空協会（大塚理事長）】

本日は、このような機会を頂き、誠にありがとうございます。定期航空協会理事長を務めております、大塚でございます。

まず、私ども定期航空協会の概要をお話しさせていただいて、続いて電波法に関係する航空運送事業の施設・設備・概要をお話しした後、外資規制に対しての見解を御説明させていただきたいと考えております。

まず協会の概要でございますが、私ども、いわゆるエアラインの業界団体でございます。調査、研究を行い、健全な発展を促進するということでございますが、現在18社が加盟しております、皆様がお使いになる旅客の航空会社、大手のところは全て入っていると御理解いただければと思います。旅客の基準で言いますと、100席以上の航空機で航空事業を行っている、又は年間100万人以上のお客様をお乗せしている、そういう企業が私どもの加盟団体になっております。

次のページでございます。具体的に申しますと、調査、研究を行い、政府、国会、政党等への要請活動を行い、そしてお客様への広報、周知活動を行うということでございます。具体的なイメージで申しますと、会社個別のサービスというのは、個々の会社から提供されるということで、私どもとしては、業界全体で取り組むようなもの、最近の例で申し上げれば、環境問題、CO<sub>2</sub>の削減やSDGsへの取組、そして皆様、航空機にお乗りになる際には必ず保安検査をお受けになりますが、そういった保安検査も含めた保安対策というものを、どうやってテロや事件に対応して強化していくか、そして直近で言いますとコロナの対応、感染の防止対策、各企業の運営の継続、そして今後の成長投資、こういったものについてどう取り組むかといった問題を担当しております。具体的に2番目で言いますと、予算や財政、そして今日のテーマでありますような規制の見直し、こういったものについての要請活動も私どもの担当になっております。この資料の右下に役員がございまして、現在の会長は日本航空の社長であります赤坂、以下、私を含めて、このような体制で事業を行っております。電波法に関係します航空運送事業の施設・設備・概要でございますが、航空機の無線局である航空機局と、それと通信を行うための陸上に開設する航空局がございまして。紛らわしいですが、国土交通省にも航空局という組織がありますが、この資料で言う航空局とは無線局としての航空局のことであります。下の図を御覧いただきますと、空を飛んでいる航空機の無線局である航空機局が地上の航空局と通信を行います。航空局というのは、左側のような空港の管制塔のほか、所沢などにあります、上空の飛行機を管制する航空交通管制部との交信、それから右側のような、事業者管轄と書いてありますが、各航空会社の地上職員との連絡を行うための地上施設がございまして。例えば航空機局でありますと、右上に書いているような電波高度計や衝突防止装置、地上の無線標識との距離を測定する装置などを飛行機に搭載をし、管制所にいる国の航空局側の管制官と通信をしたり、航空会社の地上職員の運航管理所と通信したり、航空機の位置情報・高さや行き先等を表示するATCトランスポンダーによる送受信を行っております。これが航空無線における、無線局としての航空機局、航空局の位置づけであります。これを踏まえまして、電波法における外資規制に

ついでに私どもの航空業界としての見解を述べさせていただきます。

最後の5ページでございますが、3点挙げさせていただきます。まず1点目として、航空運送事業者における無線通信の内容は、今までのページで御説明しましたように、航行の安全に必要な情報に特化しており、通信範囲は航空機局と自分の会社あるいは国の管制部門が管轄する航空局との間、また航行に必要なレーダー等に限定されております。こういった特徴があらうかと思えます。第2に、航空機局につきましては、このページの下図のように、日本の航空会社が海外で通信をする場合もあります。海外の航空機に搭載されている、外国の規制に属している航空機局が本邦の航空局と交信を行うということも当然考えられます。国際線の場合はそういうこととなりますので、世界的に標準化された設備、周波数帯を用いて、外国、内国を問わず、共通に運用されております。また、航空局が指定する周波数を使用するため局数が増えても、周波数の逼迫に影響がないということ等を踏まえると、外資規制をかけて、外国に対して内国を優先する必要はないのではないかと考えております。また第3として、当然のことではございますが、外資規制を遵守するという上での各種の手続は、過度な事務負担を負わないような仕組みになることが望ましいと、そのように考えております。

以上でございます。ありがとうございました。

#### 【山本座長】

ただいまの御説明につきまして、まず、本日御欠席の森川構成員から御意見を頂いておりますので、事務局から紹介をお願いします。

#### 【鎌田国際放送推進室長】

事務局でございます。森川先生から御意見を頂戴しておりますので、代読させていただきます。2点頂いております。

1点目としまして、全国船舶無線協会と定期航空協会の皆様から頂いた御意見に賛同します。船舶局と航空局に関しましては、世界共通の周波数を使い移動しながら通信を行うものですので、周波数の占有性は低いことや、諸外国でも外資規制が撤廃されているとのことから、電波の有限希少性を理由とする自国民優先の考え方といった電波法の外資規制の趣旨からは、外資規制の対象とする意義は、それほど高くないと考えます。

2点目でございます。一方、海岸局や航空局は、航行の安全に重要な役割を果たしており、認定又は免許の取消しによって、航行の安全に支障が生じることがないようにすることが重要です。そのため、放送と同じように、その状況やその他の事情も併せて勘案して、必要があると認めるときは、認定又は免許の取消しを猶予するなどの措置を検討することが必要であるように思いました。

御検討いただければと思います。

森川先生から事前に頂いた御意見は、以上でございます。

【庭野構成員】

庭野です。御説明いただきありがとうございます。船舶の関係で1つ御質問です。先ほどの御説明では省略された、いろいろな機械がありますというのは非常用発信専用のものということでしょうか。それとも、それ以外にも用途があるということでしょうか。

【(一社)全国船舶無線協会水洋会部会(田北事務局長)】

御質問ありがとうございます。今の御質問について、2種類、もっと細かく言うと3種類ございまして、まず携帯電話のように、船と陸上、それから船と船との間でコミュニケーションを取るために用いるものがございます。例えば、5ページにございますVHS無線設備やMF/HF無線設備というようなもの、それからインマルサットの船舶地球局は、大体、通常の通話やデジタルデータの通信で使われます。

もう一点、緊急時に信号を発するものが、次の6ページにございます。2番目にある非常用位置指示無線装置、我々はEPIRBと呼んでいますが、これは船が沈没したとき船体から自動的に離脱し浮揚して電波を発し、衛星がそれを検出して、そのおおよその位置を救助調整本部に連絡するものです。それから、レーダー・トランスポンダも、ほかの船舶に搭載しているレーダーからの電波を受けると、それに反応して、探索救助や船舶のレーダーの画面上に救助を求めている船の位置が表示されるというような装置でございます。

それから1点、少し違う性格のものとしては、7ページに書かれている、AISと呼ばれる船舶自動識別装置、それから簡易型AIS、船舶用レーダーがございます。これらは、先ほどの無線の通信装置というものとは違って、電波を利用して他船からの情報や、レーダーの場合は自船からマイクロ波を発射して、その返ってくるマイクロ波の状況を画面上に位置として表示したり、他船の動向や位置を検出して、それを画面上に表示したりするもので、事故が起こる前に、事故を防ぐような目的で非常に有効な装置でございます。

【庭野構成員】

ありがとうございます。これらが全て、通話用であろうが、非常用信号であろうが、電波を発するというので免許を取る必要がある対象になっているということですね。

【(一社)全国船舶無線協会水洋会部会(田北事務局長)】

はい。そのとおりでございます。

【庭野構成員】

ありがとうございました。この中で、周波数の枯渇に関係がないものとあるものの区別はあるのでしょうか。

【(一社)全国船舶無線協会水洋会部会(田北事務局長)】

基本的に、国際海事機関(IMO)で、船舶の安全な航海に必要なものということで、ITUにおいて、1次分配という一番上の優先度の高い周波数の割当てがされておりまして、基本的に枯渇という点では、他からのサービスによる影響が出ることはございません。

ただ、時代とともに技術がだんだん高度化しており、古い技術のものについては若干見直しがされて、その部分については、今後、いろんな議論があらうかと思っております。

【神保構成員】

特に船舶で、外資規制があることが事業の国際化等の阻害していることとなるのではないかという懸念もあると御指摘をいただいたのですが、実際にライセンスをお持ちの事業者であって、外資規制に抵触をした結果、無線局の免許について対応が必要になるとか、そういった事象が起きたことはあるかどうかという点をちょっとお伺いしたいと思えました。

【(一社)全国船舶無線協会水洋会部会(田北事務局長)】

御質問ありがとうございます。今の御質問については、私も個々の事例についての状況というのは特に存じておりませんが、かなり過去にそういうことはあったというようなことも聞いております。ただ、現在そのようなことで困っているとか、問題になるというようなことは承知しておりません。

## (2) 議題(2)「情報通信分野の外資規制の在り方に関する主要論点の整理(案)」について

事務局(鎌田国際放送推進室長)から資料4-2「情報通信分野の外資規制の在り方に関する主要論点の整理(案)」に基づき、説明が行われた。なお、具体的な説明及び質疑等は、次のとおり。

【事務局(鎌田国際放送推進室長)】

事務局でございます。資料4-3に基づき、資料の御説明をさせていただきたいと思えます。

1ページ目をおめくりください。こちらにつきましては、これまで第1回から第3回の間で構成員の方々に御議論いただいた内容、そしてヒアリングで頂いた御意見を踏まえまして、事務局で整理したというものでございます。整理に当たっては、論点ということで、第1回で事務局から提示させていただきました、5つの論点に沿った形で整理したというものでございます。

2ページ目でございます。具体的に5つの論点に沿って内容を御説明させていただきたいと思

ます。1つ目でございます。情報通信関連法令と外為法との外資規制の適用の在り方ということで、電波法等の個別法と外為法との適用関係について整理するというものでございます。全体としまして、現状や課題などを書いて、今後考えられる整理などを最後の方に書くという形で構成しているものでございます。まず2ページ、1点目でございます。まず個別法の現状を御説明しているというものでございます。電波法につきましては、電波の有限希少性を理由とする自国民優先の考え方、そして放送法につきましては、それに加えて放送の社会的影響力、そしてNTT法につきましては外国人等に支配されることによる国の安全上の問題などを踏まえて、それぞれの法目的から、議決権や役員等の割合に関する客観的な基準による外資規制が定められているということでございます。外国人等が合計で一定の議決権を保有や役員を占める、こういったことを規制することで意思決定において外国性を制限しているというものでございます。2点目でございます。今度は外為法でございます。外為法につきましては、個別の投資主体の属性やその行為等を勘案し、国の安全や公の秩序の維持等を目的として、外国投資家による一定の業種に対する個々の対内直接投資等について、関係大臣による事前届出や審査制度などを設けて、当該投資の変更や中止の勧告等を講じることが可能とするものでございます。3点目でございますが、諸外国の状況について考えてみますと、例えばイギリスやオーストラリアでは、個別法における外資規制が撤廃されているというところでございます。一方で、アメリカやフランス、韓国につきましては、引き続き個別法による外資規制が維持されているという状況でございます。転じまして、我が国について考えてみたのが4点目でございます。関係事業者を対象とした放送法等の個別法、そして外為法、これらがそれぞれ外国性についての規制として構築されている状況でございますが、電波の有限希少性を理由とした、1点に掲げさせていただきました考え方につきましては引き続き重要であるといったことに加えまして、昨今の情勢で見ますと、クロスボーダー取引の増大などを考慮して考えてみますと、経済安全保障の観点からも考えてみますと、両者が相まって外国性について規制する現行の仕組みにつきましては、基本的に妥当と考えられるのではないかとという形でまとめさせていただいております。

3ページ目が、それに関します、これまで頂いた構成員からの主な御意見でございます。基本的に外為法と各個別法の関係につきましては、それぞれが規制を行っていることについては合理的な理由があるのではないかとというような形で御意見を頂いているところでございます。

続きまして、4ページ目、主要論点の整理(2)「出資規制及び外国人役員規制の在り方」の「①議決権割合及び役員外国性」について、全体像を整理したというものでございます。1点目でございます。具体的な出資規制や役員規制につきましては、電波法においては、電波の周波数の有限希少性に立脚し、一部の無線局については議決権割合が3分の1未満、外国人が代表者でないこと及び外国人役員の割合が3分の1未満とされているというところでございます。そして、NTT法



につきましては、外国人等により被る国の安全上の問題や影響などを未然に防ぐため、議決権割合が3分の1未満、そして外国人が役員に就任できないとされています。放送法につきましては、言論・報道機関としての社会的影響力から、議決権割合については上乘せの措置が講じられて5分の1未満、そして外国人が特定役員に就任できないとされており。2点目でございます、地上基幹放送につきましては、災害情報等の国民生活に不可欠な情報を提供する役割を担っておりまして、その影響力が特に大きいほか、最近の対内投資の環境を踏まえまして、間接出資規制が設けられているというところがございます。3点目でございます。外為法につきましては、国の安全等の観点から、一部の業種への対内直接投資等に対して事前の届出が義務付けられているというところがございます。4点目でございます。こういった現状を踏まえまして、こうした議決権割合や投資に関する規制につきましては、個別法の目的を達成するために一定の役割を果たしてきたということでございますが、その目的である電波の有限希少性等に加え、経済安全保障の観点も念頭に置いた上で、これらの規制の水準等の適正性について検討する必要があるのではないかという形で、現時点でまとめさせていただいております。これが基本的な全体像ということでございまして、5点目が個別の事情を考えてみたものでございます。個別の業種の実情に照らしますと、例えば地域の実情を踏まえた地域密着性を重視する分野や国際競争力を強化する分野、こういった状況があるといった指摘を踏まえまして、そのような業種につきましては、外資規制の趣旨を損なわないようにしつつ、出資規制や外国人役員就任規制を見直す必要があるのではないかという形でまとめさせていただいております。その上で、個別の業種ということで2点ほど整理させていただいたものが6ページ目でございます。6ページ目、「② コミュニティ放送に係る外資規制」でございます。1点目でございますが、コミュニティ放送につきましては、地域密着型メディアとして重要な役割を果たしてきている。2点目でございますが、その一方で、放送対象地域が一の市区町村にあるということ踏まえまして、出資者が限定されていて、なかなか大きな変更が生じにくいという実情、そして外国人居住者が多いような状況とかからしますと、役員の人選などに苦慮している、という意見が寄せられたというところでございます。3点目でございますが、そういった状況を踏まえまして、現に地上基幹放送というところでは、県域でFM放送を行っている仕組みが既に確保されているという状況を踏まえまして、この現状のコミュニティ放送につきまして適用されている外資規制は、必ずしもほかの地上基幹放送と完全に一致している必要はなく、基幹放送事業者の中で制度的な整合性に留意しつつ、その特性等を勘案して緩和の方向で検討すべきではないかということでもまとめさせていただいているところがございます。その下に関係団体からの御意見を載せておりますが、基本的に緩和を要望するというところで御意見を頂いているところがございます。

7ページ目は、構成員からの御意見をまとめさせていただいたものでございます。こちらにつき

ましても、コミュニティ放送については、その現状を踏まえた上で、役員規制や人手が足りないといった状況を踏まえまして、外資規制について議論をする必要があるのではないかという形で御議論いただいているところでございます。

8 ページ目でございます。個別の事情の2点目としまして、人工衛星に関する無線局の外資規制でございます。1点目でございます。まず現状でございます。電波法の外資規制につきましては、これまで必要に応じて随時撤廃してきているということございまして、人工衛星局や地球局といった人工衛星に関する無線局は、電気通信業務用につきましては、外資規制は撤廃されているところでございますが、前回御説明いただいて、地球観測のようなものにつきましては外資規制が残されているという現状がございます。2点目でございます。人工衛星の軌道位置や周波数につきましては国際登録に基づいて利用できるものであって、その確保を巡って国際競争となっているということからしますと、その資源の確保の観点からも、我が国が国際登録を行い、免許するといったことが望ましいと考えられます。3点目でございます。このような外資規制につきましては、多くの先進国では既に撤廃されてきているという状況がある中で、日本のベンチャー企業等が外国から資金調達をする際に外資規制があることで障害となり、結果として、日本を避けて外国で起業して無線局免許を取得し、その衛星で日本もカバーするなどということ企業流出につながりかねないのではないかという意見を頂いていたところでございます。これらを踏まえまして、4点目でございます。新たな衛星ビジネスの創出の妨げとならないように、地球観測等の人工衛星に関する無線局の外資規制についても、撤廃を視野に入れて検討すべきではないかということでまとめさせていただいております。下が関係団体等からの意見でございます。先ほど申し上げたとおりでございます。構成員からの御意見につきましても、今回を契機に外資規制を外すという方向も御検討いただければということで御意見を頂いているところでございます。

9 ページ目でございます。主要論点の整理(3)「外資規制の実効性確保」の「① 外資規制の適合状況の把握」でございます。まず、全体論としまして、1点目でございます。放送に係る外資規制の実効性を確保するといった観点から、放送事業者等における外資規制の適合状況については、申請時の確認と定期的な確認が重要であると考えられます。2点目でございます。そのため、まず速やかに対応可能なものから取り組むという観点から、資料の提出を求めることができる事項や、外資規制の適合状況の把握・検証を可能とする様式について、政省令改正により整備することとされたということで、第2回、第3回で事務局から説明させていただきまして、こうした内容を政省令改正として進めるということでおまとめいただきました。現在、政省令改正につきましては、事務局で整理をしておりまして、来週にもパブコメをかけるよう準備をしており、予定どおり年内に公布、施行できるように準備を進めているという状況でございます。3点目でございます。こうした

外資規制の適合状況につきましては、定期的な確認という観点で見ますと、事業者・行政双方による確認が重要であるということから、必要であると考えられますために、行政庁が定期的に事業者の外資規制の適合状況につきましてチェックできるといった制度の整備が必要ではないかという形でまとめさせていただいております。そして、4点目でございます。こうした適合状況の把握につきましては、幾つか意見を頂いております。例えば事業者等から外国性を証明する書類等について指針を示すこと、そして事務作業の負担等を考慮した提出書類の簡略化、報告頻度の低減の必要性などの意見を頂いております。そして、こういった御意見を踏まえまして、事業者負担や事業者の頻度を考慮した運用を検討する必要があるのではないかという形でまとめさせていただいております。

10ページ目でございます。関係団体からの意見や構成員からの主な意見ということで、先ほど申し上げた内容に相当するものを記載させていただいております。

11ページ目でございます。主要論点の整理（3）の「② 出資規制に係る外資比率の捕捉・計算方法の妥当性」でございます。地上基幹放送等におきましては、社会的影響力が特に大きいことから間接出資規制が課せられており、NTTについても同じように課せられているというところでございます。2点目でございます。こうした間接出資比率の具体的な計算方法につきましては、それぞれの省令において規定されているというところでございます。その際、御意見ということで、放送については、特にその計算に係る負担が非常に大きいのではないかということで事業者等から御意見を頂いているところでございます。これらを踏まえまして、その計算について規制が設けられている趣旨も踏まえつつ、より合理的な計算方法に向けた見直しについて検討すべきではないかという形で、この時点ではまとめさせていただいているところでございます。下には、それに関連する御意見等を掲げさせていただいております。

続きまして、12ページ目でございます。主要論点の整理（4）「外資規制の担保措置の在り方」の「① 事業者等による補完措置」でございます。外国人等による議決権割合を規制範囲内に維持するための手段としまして、放送事業者等においては名義書換拒否制度や議決権制限制度が設けられており、NTTにおいても同じような趣旨の制度が設けられているというところでございます。こうした名義書換拒否制度等につきましては、事業者において外国人等による議決権割合を規制範囲内に抑えるための役割を果たしているということで、関係団体からも御意見を頂いているところでございます。こうしたことを踏まえまして、引き続き、外資規制に適合していることを維持するための補完措置として必要ではないかという形で掲げさせていただいております。3点目でございます。また、これらの補完措置を機能させるため、事業者においても、例えば相互保有株式等の議決権を有しない株式も十分に把握しということで、議決権割合の算定を遺漏なく行う等の取組も必要で

はないかという形でまとめさせていただいているところでございます。

続きまして、13ページ目でございます。「② 行政による是正措置」でございます。まず1点目、現状の規定でございます。外資規制に不適合になった事業者につきまして、放送法及び電波法においては、総務大臣はその認定又は免許を取り消さなければならないと規定されているというところでございます。2点目でございます。他方で、事業者が外資規制に不適合となる要因につきましては、必ずしも事業者に帰責事由があるとは限らないということございまして、事業者の責めに帰さない場合でも一律に認定又は免許を取り消すとなれば、事業者の法的地位を不安定にさせることではないかとの御意見を頂いております。また、特に放送事業者等につきましては、言論・報道機関としての大きな社会的影響力を有すること、そして認定又は免許の取消しによって視聴者への安定的な放送サービスの提供に支障が生じることのないようにすることが重要であると考えられます。そして、これらを踏まえまして4点目でございます。したがって、放送事業者等について、例えばやむを得ない事情により外資規制に不適合となった事業者に対しては、その状況やその他の事情も併せて勘案し、必要があると認めるときは、認定又は免許の取消しを猶予するなどの措置を検討することが必要ではないかという形で、現時点でまとめさせていただいております。こういった措置の在り方を検討する際には、例えば他の法令に外国からの投資の審査を行う仕組みやそれぞれの制度の趣旨から取り消すことができるとしている仕組みなどが見られますので、こういった適当な例が見つければ、それらを参考にしつつ、引き続き御議論することができればという形で考えているところでございます。その下には関係団体からの主な意見という形で掲げさせていただいております。

続きまして14ページ、こちらは構成員からの主な意見という形で、これまで頂いたものを再掲させていただいているところでございます。1点でございます。根本先生から、14ページの4つ目の2行目でございますが、直接出資については、特に上場企業などでは把握ができるはずではないかということで御意見を頂いております。その後も、その点について根本先生から御意見を頂きましたので、事務局で関係者に確認させていただきましたところ、基本的には、上場企業であれば、証券保管振替機構から総株主通知において、外国人区分に該当するとされた者については直接外国人等として認識し取り扱っているということでございます。ただしでございますが、この外国人の直接保有比率が正確に把握できるかということにつきましては、この口座管理機関自身の属性が適切に登録されていることが前提であるということでございます。それに加えて、実質株主の把握という点につきましても御質問いただいております。大量保有報告書とか公表資料といった公表情報の活用や、調査会社に委託するといったことによりまして、一定程度の把握することは可能と考えられるところでございますが、実際どこまで把握できるかという点、実質株主については、伺っても調査する回答義務がないということであれば回答いただけない場合もありますので、そうい

った点にも留意が必要というところがございます。

最後に15ページ目でございます。主要論点の整理（5）「審査体制の在り方」でございます。1点目と2点目が現状でございます。まず1点目でございます。情報通信行政検証委員会が総務省の中で立ち上がっておりまして、こちらの検証結果の報告書では、審査の過程で、外資比率について、担当課のチェック体制や分担が明確になっていない部分に問題があると認められ、その改善が急務であるということが指摘されているところがございます。2点目でございます。また骨太の方針におきまして、外為法上につきまして、連携強化を深めつつ、執行体制の強化を図ることが掲げられているところがございます。こういったことを踏まえまして、3点目でございます。まずは放送分野において審査体制を強化し、各部署における外資規制の審査手法等の共有が図られ、横断的に外資規制審査ができるようにすることが必要ではないかという形で、現時点でまとめさせていただいております。そして、4点目でございます。「また」としまして、関係事業者等においても、外資規制の実効性を一層確保するため、行政庁に外資規制の適合状況を報告するために必要な体制強化等に取り組むといったことが求められるのではないかとこの形でまとめさせていただいております。下につきましては、関係団体や構成員からの意見ということで、行政や関係事業者双方についても体制整備が必要ではないかという形で御意見を頂いているところがございます。

資料4-3の説明につきましては以上でございます。

#### 【山本座長】

ありがとうございました。それでは意見交換を行いたいと思います。

大きく2つに分けて、まず前半で、主要論点の整理（1）「情報通信関連法令と外為法との外資規制の適用関係の在り方」、それから主要論点の整理（2）「出資規制及び外国人役員就任規制の在り方」について、意見交換を行いたいと思います。言わば規制の内容の問題です。

後半で、残りの主要論点の整理（3）から（5）までの、規制の実効性確保ないし執行の問題について議論をしたいと思います。

まず、前半につきまして、本日御欠席の森川構成員から御意見を頂いておりますので、事務局から紹介をお願いいたします。

#### 【鎌田国際放送推進室長】

事務局でございます。森川先生からの御意見を御紹介させていただきます。

大きく3つ頂いていまして、1つは先ほど申し上げたものの再掲となります。

1点目でございます。今回の検討会全般に関わることですが、外資規制の必要性を再確認した上で、諸外国の状況などを踏まえながら、産業界のニーズに合わせて迅速に見直していくことが大切

だと思えます。

2点目でございます。こちらは再掲でございます。全国船舶無線協会と定期航空協会の皆様から頂いた御意見に賛同します。船舶局と航空局に関しましては、世界共通の周波数を使い移動しながら通信を行うものですので、周波数の占有性は低いことや、諸外国でも外資規制が撤廃されていることから、電波の有限希少性を理由とする自国民優先の考え方といった電波法の外資規制の趣旨からは、外資規制の対象とする意義は、それほど高くないと考えます。

そして3点目ございまして、全体でございますが、資料4-3の主要論点の整理案に賛同します。

以上でございます。

#### 【大谷構成員】

大谷でございます。主要論点の整理(1)につきましては、事務局で整理いただいたとおりで差し支えないと思っております。

主要論点の整理(2)について幾つか申し上げたと思うのですが、ページ数の若いほうから行きますと、6ページのコミュニティ放送の部分についてです。コミュニティ放送について、緩和の方向で検討すべきではないかということについて、基本的に賛同意見を持っているのですが、緩和の方向としてどのようなものがあるのかといったことについては、さらに、コミュニティ放送の方の御意見も踏まえて検討する必要があると思っております。一つの方法としては、現行の5分の1という出資規制の基準値を、例えば3分の1にするとかというような方向も考えられると思えますし、役員就任規制については、依然困られているということであれば、緩和するということも考えられるのではないかと考えております。

ただ、全国にコミュニティ放送事業者が多数ある中で、規模に応じて、その地域に与える社会的影響の多寡というのも変わってくると思っておりますので、やはり放送法の観点からしますと、社会的影響に与える実質的な影響を測り、一定の規模の事業者については規制緩和の対象とし、複数のコミュニティ放送について出資しているような、特別に影響力の高い事業者については、規制緩和を限定的なものにするというように、少し差をつけていくことも、方策として考えられるのではないかと考えております。

続きまして、8ページの人工衛星のところについて、御説明いただいたとおりで、基本的に、この考え方で差し支えないと思っております。やはり電波法の規制の趣旨といったものに照らして、人工衛星の無線局も外資規制を撤廃しても差し支えないかどうかといったことについて、もう少し明確に理由を述べていく必要があるのではないかと考えております。先ほど航空局の関係でプレゼ

ンテーションを頂いたところですが、国際的に標準化されたバンドを使っているものであって目的が限定されているもの、それから、海外で免許を受けたところであっても国内の地上局を使われるというような形で、交互に国内外において、標準化された周波数を使っているような場合には、無線局による電波の逼迫といったことの懸念が小さいということも理由になると思いますし、国際競争力というのも非常に重要ですので、その観点から外資規制について緩和しても、規制の趣旨との関係において差し支えないと判断する理由についても、より明確にしていく必要があるのではないかと思いますので、意見として申し上げさせていただきました。

#### 【根本構成員】

ありがとうございます。私からは、論点1は特に、頂いた資料で異論はございません。

2に関しても賛同いたしまして、コミュニティ放送に関する規制は、やはり地域の情報発信や地域の安全対策、災害対策といったものを考慮しても、あまり事業者の行動を制約しない形が望ましいのかなと思います。

人工衛星に関しても、国際的な競争力というのは重要ですし、最近SDGsの観点から、人工衛星の活用はすごく重要になっていて、そういう分野で外国を意識した規制にすることや、そういったノウハウが失われないことは重要なかなと思いますが、一方で、この安全保障の懸念として、ここは担保できるようにしていただきたいかなと思います。

あと、今日お話があった航空や船舶といったところも、規制の趣旨に照らすと、緩和をする余地が大きいのかなとは感じました。そうしますと、無線局で現在、規制対象になっている領域が、残るものがないのかどうかチェックしたほうがよろしいのかなと思います。資料には幾つか規制の残る分野が書いてあったと思うのですが、その点、何か残るといようなものがあれば教えていただきたいと思いました。

以上です。

#### 【山本座長】

無線局に関する規制について根本構成員の後半の御意見の中で、規制が残る部分があるのではないかと、それから安全保障上の問題等について御質問がありましたが、事務局から、あるいは今の段階でお答えしていただけますか。

#### 【野崎電波部長】

電波部の野崎と申します。我が国の場合、この無線局の外資規制は必要性に応じて緩和してきておりまして、残るところを御紹介しますと、先ほどありました航空局、いわゆる管制塔側の無線局と、あと船と通信する海岸局、気象レーダーのようなレーダーでございます。いずれも動くという

よりも固定されていて、その周波数帯をずっと占有するようなものが残っております。

ちなみに、無線局に係る外資規制ですが、出資規制については、米国、英国、ドイツ、フランス、カナダ、オーストラリアもいずれも、既に撤廃されておりますので、残るものについても、今後も引き続き、御要望を踏まえながら、随時撤廃などの見直しを検討していきたいと思っております。

【根本構成員】

分かりました。気象レーダーといったものも順次、見直すかもしれないということですね。

【野崎電波部長】

はい。そうでございます。

【神保構成員】

神保でございます。私も論点1については大きくはコメントがございません。各業法で外資規制があるものと外為法上の取扱いにずれがある分野もあるが、そこが整合しているかどうかを継続して見ていく必要があると感じた。

例えば、放送業は放送法自体に外資規制があり、外為法上でも指定業種になっているので、コミュニティ放送に係る放送法の外資規制をなくしたとしても、コミュニティ放送事業者に出資等しようとする場合には、外為法に基づく手続が必要となり、個別に安全保障上の問題がないかどうかという審査が担保されることを確認することが必要だと思います。

おそらく、外為法に基づく審査の過程には総務省側での審査も入っているのですが、放送法上の外資規制が撤廃されたというニュースが先行し、外為法上の手続が懈怠する事例がたくさん出てきてしまうと困るので、例えば事業者がコミュニティ放送の免許を取得するときに、外為法に基づく審査が終わっているかどうか確認するといった連携が必要になってくるだろうと思いました。

特に最初、大谷委員がおっしゃっていた、複数のコミュニティ放送事業者を持つような事業者には、規制緩和の程度を少し限定的にする必要があるのではないかという御指摘は、私ももっともだなと思いました。規制を緩和するまでは良いのですが、次々と各市区町村のコミュニティ放送事業者を取得していき、各市区町村において安全保障上の支障となるような放送が行われたりすることがないのかという点は、要注意ではないかなと思いました。

一方で、放送法上の規制として、一の事業者が複数の放送事業者を持つことができないということだったようにも思ったので、免許の観点からすると、一の事業者が複数の放送事業者を持ち得ないということなのか質問させてください。

あともう一つは、各業法と外為法のずれですが、電波法で規定される外資規制の対象外が非常に多くなっているということです。特に無線局を持っている事業者が外為法上の指定業種となってい



るわけではないので、特段、平仄が取れているわけではなく、外資規制がなくなっているところに安全保障の懸念がないかというのが1つです。その他、今回の検討会でいろいろとヒアリング等を伺ったところ、航空局といったものは、無線局の観点だけでなく、安全保障の観点からも、外為法上の事前承認が要るのかどうか、また現行の電波法上の外資規制の対象として残っているような事業が、外為法上の規制にもかかっている状態なのかどうかという点に関しまして、外為法の方でも指定業種の見直しをされていると聞きますが、そういうときに一つの視点で見るといいのかなと思いました。

【廣瀬地域放送推進室長】

域放送推進室の廣瀬と申します。複数のコミュニティ放送を持つ事業者があり得るのかということについて説明いたします。

まず原則としまして、今の電波法では、一の基幹放送事業者が他の基幹放送事業者と重複して基幹放送事業者になったり、ある基幹放送事業者に対して支配関係を有する者は、支配する側と支配される側いずれについてもですが、他の基幹放送事業者になったりすることができないという基本的な原則があります。ただし、例外として種々、省令において例外規定があります。

コミュニティ放送に照らして言いますと、同じ一の放送対象地域においては複数のコミュニティ放送事業者を持つことはできるのですが、端的に言いますと、日本のある都道府県を面的にカバーしようとして、同一の者がコミュニティ放送事業者を複数持つことは、認定放送持株会社の制度を使う場合を除き、現在は制度的にできないこととなっております。ディスカッションしてきた中で、規制の緩和に当たっては、そことの整合を見ながら考えていくのかなと思いました。

【山本座長】

ありがとうございました。電波法上の外資規制を外した場合における外為法との関係について、実質的には安全保障上の問題がないかという御質問だと思いますが、これについてはちょっと整理をしていただくことにいたします。重要な御指摘をいただきまして大変ありがとうございました。

【庭野構成員】

今まで各構成員の方に御指摘いただいた点は、いずれも、そのとおりだなと思います。コミュニティ放送については、規制を緩和する場合、具体的にどのようにするのかという線引きが難しい点もあるのかなとは思いますが、例えば議決権比率の基準値を20%から33%にするような、少し緩和したという場合、問題に直面している事業者に対して、それで本当に問題解決するものであろうかという点はちょっと気になっています。本当に問題を解決するためには、少しの緩和というよりは、しっかりと例外を適用しないと駄目なケースもあるのかなと思います。そうなった

ときに、放送業が外為法に基づく審査の対象ということであれば、外資は、外為法に基づく審査を受ける必要があることを理解した上で議決権を持つことになるので、そのような方法により安全保障を確保する仕方もあるかなと思っています。

あと、地球観測衛星に関しては、実は電波法上の外資規制が残っているものがあまり多くないということだったから外したらいいのではないかという議論になったと認識しているのですが、たまたまこのプレゼンを頂いたから外したらいいという話になったのであって、ほかにも外すべきものがたくさんあるのかというようにも一瞬思いました。そうではなくて、現状、電波法上の外資規制が残っているものは少ないという状況なのでしょうか。

【野崎電波部長】

御指摘のとおり、これまで順次、外資規制を撤廃していってございまして、残っているものは先ほど御紹介したようなものという状況で多くございません。

【庭野構成員】

そうしますと、今回、この地球観測衛星を御紹介いただいたのですが、そういった外資規制が残っている無線局の中で、こういうものに外資規制があるよという形で、このヒアリングに選んでいただいたということでしょうか。

【野崎電波部長】

はい、そうです。今回、情報通信分野の外資規制も一緒に御議論いただくということで、残っている分野について、関係業界の方などとお話しして、そういうニーズがあるものについてプレゼンをする機会をいただいているものです。

【山本座長】

参考資料2が、第1回の検討会で配付されたものですが、その30ページと31ページに、対象から外れているものと現在対象になっているものというものが載っています。これを参照していただくと、どういうものが外れていて、どういうものが残っているかが分かると思います。

【山本座長】

先ほど来御指摘を頂いているコミュニティ放送に関して、まず、こちらは外為法上の規制が残ることですので、外為法上の規制が残るということを強調しておく必要があるのではないかと御指摘があり、さらに、それに上乗せして、放送法上の規制を残すという場合に、どれぐらいの水準で残すのかということと、あるいは少し規模等を考える必要があるのかという話がありました。

それで、あと主要論点の整理(2)①の4点目のところで、基本的には規制を残すということではありますが、水準の適正性についてどう考えるかというようなことも、まだ少し検討しなくてははい

けない課題です。もし何か、この辺りについて御意見がありましたらお伺いしたいと思います。先ほど来、コミュニティ放送に関して、規制緩和する場合にどれぐらい緩和するのかという点や、外為法の規制は残るとして、放送法上の規制をどうするのかということについて若干意見を頂いておりますが、そのこととそれ以外の現在の外資規制の水準という点について、何か御意見がございましたらお願いをしたいと思います。

いかがでしょうか。特によろしいですか。ありがとうございます。

**【山本座長】**

それでは、主要論点の整理（３）「外資規制の実効性確保方策」、（４）「外資規制の担保措置の在り方」、（５）「審査体制の在り方」について、意見交換を行いたいと思います。

まず、本日御欠席の森川構成員から御意見を頂戴しておりますので、事務局から紹介をお願いいたします。

**【鎌田国際放送推進室長】**

引き続きまして事務局でございます。この主要論点の整理（３）から（５）に關しましての森川先生の御意見ですが、先ほどヒアリングの際に申し上げた事前意見と同じものになりますが、１点申し上げさせていただきます。

海岸局や航空局につきましては、航空の安全に重要な役割を果たしており、認定又は免許の取消しによって航行の安全に支障が生じることがないようにすることが重要です。そのため、放送と同じように、その状況やその他の事情も併せて勘案して、必要があると認めるときは認定又は免許の取消しを猶予するなどの措置を検討することが必要であるように思いました。御検討いただければと思います。

以上でございます。

**【庭野構成員】**

庭野です。３から５に関しては、趣旨について、いずれも賛成いたします。

具体的な基準等をどう定めるのかというのは、技術的なところもあり、そう簡単ではないのだとは思いますが、ここは知恵を絞って、いい案を出していただけると、これからの在り方も改善するかなと考えております。

以上です。

**【大谷構成員】**

大谷でございます。整理いただいた内容について、基本的な方向性については、このとおりで差し支えないのではないかと考えております。

1点だけ。「行政による是正措置」ですが、認定取消猶予についての措置というのは検討が必要だと思っております。やむを得ない事情として、どのような場合に、こういった猶予措置を講じるのかという点について、ある程度ルールを具体的かつ明確にし、特に間接出資等について御意見があったものなどを参考にしながら、全てのケースを予測できるわけではないと思いますが、ぜひ、透明性のあるルール形成をしていく必要があります。総務省で運用しやすく、かつ、明確なルールの下で猶予しているということが広く伝わるような仕組みを講じる必要があるのではないかと考えております。おそらく今までの議論でも、特に間接出資の場合の取消し猶予の拡充といったことについては、構成員の皆様の御意見も同じ方向を向いていると思いますので、より具体化に向けての検討が必要ではないかと思いました。

以上でございます。

#### 【神保構成員】

ありがとうございます。神保です。

論点整理後半についても、基本的に異存がないと思います。この取消猶予を適切にやっていくというのは、なかなか技術的に難しいところありますが、ぜひお願いをしたいと思っております。どのような場合に取消猶予をするかということや、実際に違反があった場合にどのようなサンクションがあり得るかといった辺りについては、おそらく様々なパターンがあるのだと思いましたが、やはり、この近時の違反事例でもありましたように、あまり気がつかない場合や、意図的に違反をしているわけではないが、ミスがありましたというような場合に、あまり強いサンクションが与えられることがないようにした方がよいとは思いました。他方で、ミスがあったことに対して寛容であり過ぎるというのもちょっと困るので、うっかりによる違反があった場合には、違反があったということを公表するとか、事業の運営自体には影響がないものの、いずれの事業者さんにおいてもきちんとコンプライアンスが確保されるようにする方法を組み合わせていくのがよいのかなと思います。

このほかに具体的に緩和する場合についてですが、緩和するとしても全面的に緩和するわけではないとする場合において、メルクマールの1つとして、外国人に議決権割合の50%以上を占められると外為法における外国投資家になるという点を踏まえると、50%未満というレンジの中で、現在、放送法の議決権比率の基準値は20%ですが、会社法の観点では、会社に対していろいろな拒否権を持つことができるようになるのは議決権保有割合の3分の1ということですので、3分の1というのが一つのメルクマールになるかなと思います。

他方で、コミュニティ放送については、外国人の方が役員に就くことができなくて困ったという事象があったり、あるいは外国人の労働者を例えばたくさん雇用している会社が運営したいと思うということもあたりするのかなという実態を考えますと、形式的に議決権割合が3分の1である点や、外国人は代表者と役員には一律になれないという規制が残ってしまうと、せっかく規制緩和をしたにも関わらず、運用としては、少し実態にそぐわないということになるのではないかなと思います。なので、個人的には、全体的に緩和をしたとしても、50%以上であれば外為法にひっかかるし、役員選任についても、外為法上の指定業種であれば外為法に基づく審査の対象になるということですので、こちらに任せるというのも一つの案ではないかなと思っています。

以上です。

#### 【根本構成員】

ありがとうございます。私も、その論点整理の方向性に特に大きな異論はございません。そして、間設出資のところ、いろいろ算定の難しさがあるというのも、これも何らかの見直しをされるというかなと思います。

一方、直接出資の方です。特に上場企業の場合、先程御説明で、少し不可抗力的なところもあるという話があったのですが、おそらく、この外資規制のためではなくて、上場企業であれば、どういう株主がどういう議決権を行使するかというのは、経営上、知らざるを得ないことだと思います。絶対必要なことだと思いますし、経営上もそうですし、あるいはIRといった活動上も必要なことですので、これはいろいろな調査手段が使われるのが普通ではないかなと思います。そういう意味では、直接出資における外資規制違反というのは結構例外的なことではないかなとは思いますが。審査体制の強化や、レポーティングの見直しでかなり透明性を高める方向にあるので猶予制度を設けるなら、その実効性を見て、これはやはり難しいと思ったら決めてもいいのかとは思っています。猶予制度の創設に強く反対はいたしません。その場合は、先ほど神保委員もおっしゃったような、多少ペナルティーというのでしょうか、名前を公表されるとか、そういう規律を高める措置はあったほうが良いかなと思いました。

以上です。

#### 【山本座長】

ありがとうございました。猶予措置に関して現在、猶予措置が取られた場合というのは公表しているのでしょうか。

#### 【岡井放送政策課企画官】

事務局でございます。猶予という意味でございますと、現在、放送法第103条に、認定基幹放送事

業者が間接規制に不適合になった場合に、不適合になった状況やその他の事情も勘案して必要があると認められるときには、取消しを猶予することができる措置が設けられておりますが、こちらに関しては過去に発動されたことはございませんので、公表している又は公表していないというような実例は発生していないところでございます。

【山本座長】

ありがとうございました。まだ実例が発生していないので、取扱いがどうだったか、現状どうであるかということは特にないということです。ただ、公表するとなった場合には、やはり要件をある程度はつきりさせなければならないでしょうし、事前の手続をどうするかという辺りも、考えなくてはいけないかなという気がいたします。

【オブザーバー（山路内閣参事官）】

国家安全保障局の山路でございます。先ほどの論点、少し前の話になってしまいますが、構成員の皆様方から、地球観測の人工衛星に係る外資規制の緩和や、撤廃について安全保障上の懸念がないかという御指摘、外為法の事前届出業種との関係等も踏まえて御質問がありました。本件に関しましては、総務省から関係省庁に対して相談等いただければ、我々も一緒になって考えていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

【山本座長】

ありがとうございました。これは、さらに議論をまとめていく段階で、さらに御相談をすることになるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【大谷構成員】

全体を通じてということでございますが、この外資規制を検討する上で、経済安全保障の観点というものも重要な着眼点の一つだと思いますが、放送法や電波法の規制の中には、もともとの経済安全保障というようなものは、そういう観点が全然入っていなかったということでもないとは思いますが、使われていなかったと思います。現在、様々な文脈で「経済安全保障」という言葉が使われているので、皆さんで何となく共通というイメージを持っているところはあるのかもしれないのですが、もう少し言葉の意味というか、どういうリスクから守りたいのかといったところなどを、より具体的に記載して検討すべきではないかなと思っております。

経済安全保障の観点では、いろんな局面が想定されるとは思いますが、今までよく議論されていたものとしては、技術流出といった点が多かったと思います。この外資規制というのは、放送法においても、電波法においても、ちょっとまた違った面があって設けられているものです。ちょっと

抽象的な言葉である「経済安全保障」という言葉が一人歩きをしないということでも重要なことと思っておりますので、最終的に報告書を作られていく事務局では言葉の使い方などについて、より明確にさせていただけることをお願いしたいとコメントさせていただきます。

以上でございます。

【吉田情報流通行政局長】

情報流通行政局、吉田でございます。いろいろ御意見ありがとうございます。いずれも非常に大事な点かと思えます。2点ほど放送の関係で申し上げたいと思えます。

まず、コミュニティ放送に関していろいろ御意見を頂きました。日本コミュニティ放送協会からいろいろ御意見を頂きまして、頂いた御意見に基づいて緩和を考えていくことが適当ではないかと我々も考えております。その背景としては、やはりコミュニティ放送自体が地域に限定して、社会的影響力が、ほかの放送メディアと比べて大きくないという点でございます。ただ他方で、狭い1つの市に、例えば人口10万人規模の市に、複数のコミュニティ放送事業者があってもいいのですが、2つのコミュニティ放送局が併存するというのは現実には難しい状況にあります。そうすると、事実上、その市の情報を、ある程度独占的に流す面がございます。情報としては、例えば災害時の防災情報等も含めて、地域の住民にとって必要不可欠な情報ということがあるかと思えます。また他方で、地域によって実情が違ふというようなこともございます。そういうことも勘案して外資規制の緩和を考えていくべきではないかということがございます。ですから、コミュニティ放送に係る外資規制自体をなくしていくというよりは、コミュニティ放送事業者をつくりやすい形にして、コミュニティ放送をより活用できるようにしていけないか、運営しやすいようにしていけないかということが考え方にございます。従いまして、例えば役員規制のような、協会から御要望があった点を中心に、どういうことがやっていくべきなのかということはまだ少し、本日の御意見も頂いて考えていきたいと思えます。

次に猶予措置につきましては、いろいろ御指摘をいただきまして、特に最後も座長にもおまとめいただきましたとおり、どういったときにどういう猶予措置になるのか明確化していく必要があると考えております。私どもとしても当然、行政の裁量によって、A社には取消しを猶予する、B社には取消しを猶予しないといったことは、私どもも望んでいるところではございませんので、こういう御趣旨を踏まえまして、私どもとしても、どういう形がよいのか考えてみたいと思えます。またいろいろ御議論いただき、御指摘いただければと存じます。

以上でございます。

【山本座長】

ありがとうございました。いろいろ御指摘を頂きましたので、事務局でも、さらに具体的に、例えば規制の在り方を変えたときに、どういう問題が生じる可能性があるとか、あるいはどのような効果があるといったことを、今のコミュニティ放送のところもそうですが、具体的に少し想定をしていただいて、検討ができればよいかなと思います。

(4) 閉会

【山本座長】

それでは、よろしいでしょうか。さらに何か、この会議の後に考えた意見等がございましたら、事務局に御連絡をいただければと思います。

それでは、本日の議題は以上となりますが、事務局から何かございますか。

【事務局（鎌田国際放送推進室長）】

事務局でございます。御意見、御議論いただきありがとうございました。

先ほど山本座長からございましたとおり、この会合の後で、構成員の方におかれましては、追加の御意見、御質問等がございましたら、来週の15日水曜日までに事務局まで御連絡いただければ幸いです。

また、次回会合につきまして、会合の日時や方法などの御案内につきましては、別途また御連絡さしあげたいと思います。

以上でございます。

【山本座長】

それでは、以上をもちまして、情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会第4回会合を閉会いたします。

本日は活発な御議論をいただきまして、どうもありがとうございました。

(以上)